

○財務省告示第百二十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十六年三月二十七日に発行した利付国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十六年四月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額
利付国庫債券（十年）（第二百九十九回、第三百回、第三百一回、第三百三回及び第三百四回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十七回、第六十二回、第七十一回、第七十三回、第七十五回及び第七十六回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定	の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で二千九百八十九億円 内訳（別表のとおり）

七	八	九	十	十	十
払	最	振	発	発	十
込	低	替	行	行	一
金	額	単	価	行	十
額	面	位	格	日	十
	金				三
					二

三千二百三十八億四百七十二千
五万円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
額の整数倍の金額によるものと
す。平成十六年三月二十七日
平成二十年三月二十七日
発行対象国債ごと、金額
百円につき、次の算式により算
出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \frac{100}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(一) 別表のとおり)
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて、次の算
式により算出された金額を払込
期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{各発行対象国債の額面金の利率の率前} \times \text{各発行対象国債の償還日までの期間} \times \text{各発行対象国債の償還日までの期間} \times \text{各発行対象国債の償還日までの期間} \times \text{各発行対象国債の償還日までの期間}}{100} \times \frac{100}{365}$$

(二)
発行時に、おいて、その利子
に係る所得税が、源泉徴収され
るものとして、振替口座簿の中
の口座記載は、前記(一)の算
式によるものとして、

十四 利子

十五 償還金の額
十六 入札の基
十七 準とす
十八 各発行の対

十八 元利金の支

第十号に規定する発行の各期
と、各支払期において、
算式により算出し、
う。ただし、支払期が銀行休業
日に当たるときは、翌営業
日に支払う。この場合、

各発行の額を面金額×各
発行の利率÷100×1/2

（別表のとおり）
額、面金額の標準は、
銘柄毎月の標準は、
六、三、二、一、五、
業協会の発表した公債店頭
買参考統計表に掲載された平
均値の単利回り（平成十六
年三月二十五日午前九時以
前）は、訂正後の

日本銀行の利益回り（とす）

（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 五）債 回 券 ）
一 ・ 九 %	二 ・ 一 %
日 年 平 三 成 月 三 二 十 七	日 年 平 三 成 月 三 二 十 七
円 四 百 十 五 億	三 十 億 円